

## プロジェクト 税効果会計

## 公開草案に対するコメントへの対応

## 項目 ー合理的な説明に関する取扱い

## 本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準適用指針公開草案第 54 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」（以下「本公開草案」という。）に寄せられたコメントのうち、下記の取扱い（以下、これらをまとめて「合理的な説明に関する取扱い」という）に関するコメントに対応するための検討を行うことを目的とする。
  - （分類 2）に該当する企業において、スケジューリング不能な将来減算一時差異を回収可能性があるものとする場合の取扱い
  - （分類 3）に該当する企業において、5 年を超える見積期間を合理的な見積可能期間とする場合の取扱い
  - （分類 4）の要件を満たす企業において、（分類 2）又は（分類 3）に該当する場合の取扱い

## 第 27 回専門委員会における提案

2. 第 27 回専門委員会では、以下の 2 つを提案している。

【案 1】「合理的な説明」を「反証」に置き換える。

【案 2】「合理的な説明」を「合理的な根拠によって裏付けられる」に置き換える。

## （案 1）について

3. 【案 1】の場合の具体的な修正文案は以下のとおりである。（第 24 項、第 28 項、第 29 項及び第 100 項も同様に修文する。）。なお、第 21 項及び第 74A 項は公開草案からの修正点を示している。

21. なお、（分類 2）に該当する企業においては、原則として、スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産について、回収可能性がないものとする。ただし、スケジューリング不能な将来減算一時差異のうち、税務上の損金算入時期が個別に特定できないが将来のいずれかの時点で損金算入される可能性が高いと見込まれるものについて、当該将来のいずれかの時点で回収できることを合理的に説明反証できずる場合、当該スケジューリング不能な将来減算一時差異

に係る繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

74A. 第 21 項ただし書の取扱いは、(分類 2) に該当する企業においては、スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産について回収可能性がないものとする原則的な取扱いに対して、スケジューリング不能な将来減算一時差異を回収できることを反証する場合に原則的な取扱いとは異なる取扱いを容認することで、繰延税金資産の計上額が企業の実態をより適切に反映したものとなることを意図したものである。

**【案 2 (第 27 回専門委員会)】について**

4. **【案 2 (第 27 回専門委員会)】**の場合の具体的な修正文案は以下のとおりである(第 24 項、第 28 項、第 29 項及び第 100 項も同様に修文する。)。なお、第 21 項及び第 74A 項は公開草案からの修正点を示している。

21. なお、(分類 2) に該当する企業においては、原則として、スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産について、回収可能性がないものとする。ただし、スケジューリング不能な将来減算一時差異のうち、税務上の損金算入時期が個別に特定できないが将来のいずれかの時点で損金算入される可能性が高いと見込まれるものについて、当該将来のいずれかの時点で回収できることを合理的な根拠によって裏付けられる説明できる場合、当該スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

74A. 第 21 項ただし書の取扱いは、(分類 2) に該当する企業においては、スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産について回収可能性がないものとする原則的な取扱いに対して、スケジューリング不能な将来減算一時差異を回収できることを合理的な根拠によって裏付けられる場合に原則的な取扱いとは異なる取扱いを容認することで、繰延税金資産の計上額が企業の実態をより適切に反映したものとなることを意図したものである。

**第 27 回専門委員会における意見及び第 323 回企業会計基準委員会における対応**

5. 第 27 回専門委員会では、**【案 2 (第 27 回専門委員会)】**について、合理的な根拠によって裏付けられる状況にある場合には回収可能性があるものとして繰延税金資

産を計上する必要があるのか明確にすべきという意見が聞かれた<sup>1</sup>。

6. この点、本公開草案では、監査委員会報告第 66 号における企業の分類に応じた取扱いの枠組みは撤廃せず、基本的に会計上の指針として踏襲しており、企業の分類に応じた取扱いは、企業を 5 つに分類した上で、一定の推定を置くことにより、当該分類に応じた繰延税金資産の計上額を定めている。

そのうえで、原則的な取扱いとは異なる取扱いを容認することで、繰延税金資産の計上額が企業の実態をより適切に反映することとなることを意図して合理的な説明に関する取扱いを設けており、基本的には企業の判断に基づき当該取扱いを適用することを想定している。

7. 第 27 回専門委員会におけるコメント及び上記の分析を踏まえ、その趣旨をより明確にする観点から、【案 2 (第 27 回専門委員会)】の「合理的な根拠によって裏付けられる場合」を「企業が合理的な根拠によって裏付ける場合」にすることが考えられる(第 24 項、第 28 項、第 29 項及び第 100 項も同様に修文する。)。なお、第 21 項及び第 74A 項は公開草案からの修正点を示している。

【案 2 (第 323 回企業会計基準委員会)】

21. なお、(分類 2) に該当する企業においては、原則として、スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産について、回収可能性がないものとする。ただし、スケジューリング不能な将来減算一時差異のうち、税務上の損金算入時期が個別に特定できないが将来のいずれかの時点で損金算入される可能性が高いと見込まれるものについて、当該将来のいずれかの時点で回収できることを企業が合理的な根拠によって裏付ける説明できる場合、当該スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

74A. 第 21 項ただし書の取扱いは、(分類 2) に該当する企業においては、スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産について回収可能性がないものとする原則的な取扱いに対して、スケジューリング不能な将来減算一時差異を回収できることを企業が合理的な根拠によって裏付ける場合に原則的な取扱いとは異なる取扱いを容認することで、繰延税金資産の計上額が企業の実態をより適切に反映したものであることを意図したものである。

<sup>1</sup> 第 27 回専門委員会で聞かれた意見の内容は審議事項(6)-7 に記載している。

### 第 323 回企業会計基準委員会において聞かれた意見

8. 第 323 回企業会計基準委員会では、以下のように【案 2】を支持する意見が複数聞かれた<sup>2</sup>。

#### 【案 2】に賛成する意見

- (1) 【案 1】「反証」という言葉は、逆の状況を証拠で示すイメージが強いと感じる。監査人と企業が合意するという程度と考えると「合理的な根拠」という言葉が適切と考える。
- (2) 一般的に「経営者が合理的な根拠によって裏付ける」という表現の方が、企業の判断に基づくことをわかりやすく表現していることから、案 2 に賛成する。

#### 【案 1】にも【案 2】にも賛成しない意見

- (3) 「反証」と「経営者が合理的な根拠によって裏付ける」の違いがわかりづらく、いずれも要求レベルが高いように感じられる。例えば、「企業が合理的に説明する場合」としてもよいのではないか。

(上記意見に対して、「企業が合理的に説明する場合」という表現は、会計基準として適当ではないと考える。合理的な根拠がなければ、合理的な説明はできないのではないかと意見が聞かれている。)

9. 第 323 回企業会計基準委員会において聞かれた意見を踏まえると、【案 2 (第 323 回企業会計基準委員会)】を修正し、「企業が合理的な根拠をもって説明する場合」とすることが考えられる(第 24 項、第 28 項、第 29 項及び第 100 項も同様に修正する。)。なお、第 21 項及び第 74A 項は公開草案からの修正点を示している。

#### 【案 2 (第 28 回専門委員会)】

21. なお、(分類 2) に該当する企業においては、原則として、スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産について、回収可能性がないものとする。ただし、スケジューリング不能な将来減算一時差異のうち、税務上の損金算入時期が個別に特定できないが将来のいずれかの時点で損金算入される可能性が高いと見込まれるものについて、当該将来のいずれかの時点で回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明するに説明できる場合、当該スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性があるものとする。

74A. 第 21 項ただし書の取扱いは、(分類 2) に該当する企業においては、スケジューリ

<sup>2</sup> 第 323 回企業会計基準委員会にて聞かれた意見の概要は審議事項(6)-7 を参照。

ング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産について回収可能性がないものとする原則的な取扱いに対して、スケジューリング不能な将来減算一時差異を回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合に原則的な取扱いとは異なる取扱いを容認することで、繰延税金資産の計上額が企業の実態をより適切に反映したものとなることを意図したものである。

## 事務局提案

10. 第8項の第323回企業会計基準委員会で寄せられたコメントを考慮すると、「企業が合理的な根拠をもって説明する」こととしてはどうか。

### ディスカッション・ポイント

公開草案で提案した「合理的に説明できる場合」について、「企業が合理的な根拠をもって説明する」とすることについてご意見を頂きたい。

以 上